

令和4年度尾張旭市国民健康保険特別会計

歳入歳出決算認定について

討論要旨 榊原利宏議員

本認定案に反対する理由は、国保税の値上げであります。国保運営の県単位化に伴い、本市では、令和3年度に続く連続値上げを行いました。被保険者1人当たり調定額では、値上げ前の令和2年度9万8,226円から、令和3年度10万1,494円、さらに令和4年度10万5,455円、この2年間で約7.4%の増額となっています。これが被保険者に重くのしかかっていることは明確であります。

この令和4年度の値上げを踏まえて行われた令和5年度の国保税率を決める国民健康保険運営協議会では、税率改正案に反対される方も出ました。運営協議会においては初めてのものと聞いており、尋常ではない状況になってきていると考えます。

また、国民健康保険運営協議会では、標準保険料率に到達した令和6年度以降も税率そのものが毎年度見直しをされるため、3%程度上昇していくおそれもあることも示されています。もはや県単位化によって国保税が上昇し続けていくことは明確であります。この道から脱却するためには、全国知事会が2014年に主張したように、国庫負担を1兆円増やして保険税の軽減を行うことが必要であります。

そして、その前にできることが、国保税軽減のための一般会計繰入れです。しかし、その場合、今の国の方針では、その繰入れを解消していくために後々の保険税率に上乘せしていくことが必要となり、結局被保険者の保険税は上がり続けることとなります。ゆえに、一般会計繰入れは行わないとの答弁でした。

被保険者にとっては、健康を維持し、病気にならないように気をつけることが強調され、かかった医療費はもう自らの保険税で見るべしとの自己責任が強まり、所得の1割にもなる重い国保税を耐え忍んで払えということとなります。しかし、一般会計繰入れで国保税の値上げを抑制するには大きなものがあります。国保の年齢別加入者数を見ますと、総数では1万4,712人で、加入率20.3%であります。しかし、65歳から69歳で見ますと、加入率は55.6%、70歳から74歳では75.5%となります。つまり、多くの市民が国保のお世話になるのであります。一般会計繰入れでこうした高齢者の国保税負担を軽減する意義は大いにあります。

令和4年度決算では、改めてそのことが強く考えさせられるものとなりました。国保運営の方針を抜本的に変えていくためにも、この認定には反対を表明して討論を終わります。